

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	高砂小から岸町7丁目の道路についていつごろ工事が終了するのか。(日の出通りから17号までの通り)	田島大牧線の浦和駅西口からコスタタワー北側のT字路については、再開発事業と併せ、再開発組合が事業を実施します。工期は、現在再開発計画の見直しを行っているため未定です。 【都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所】 また、旧中山道から西の区間については、事業認可期間としては平成30年3月31日までとなっていますが、事業の進捗が遅れているため許可の延伸を予定しています。 【建設局土木部道路計画課】
2	掲示板で事故等が発生した場合の保険について確認して欲しい。	掲示板につきましては、市が加入している市民総合賠償保険の対象となっております。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
3	カーブミラーの申請はくらし応援室でよいのか。道路占用の申請は必要なか確認して欲しい。	くらし応援室で申請を受け付けております。(自治会からの道路占用申請は必要ありません。) 【浦和区役所くらし応援室】
4	路上パフォーマンス(アトレの前)の音量について、夜10時以降の大音量に困っている。	アトレ前については、JRは使用自体認めていないため、許可もしていません。JRでは、使用している者を発見した際には、その都度注意をしているとのことです。 道路を使用する場合は浦和警察署に申請を行い許可を得ることとなっております。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
5	駅前の歩道(タクシー乗り場から宝くじ売り場にかけて)に自転車乗車禁止の表示を3枚くらい貼って欲しい。	浦和駅東口ロータリーに「自転車乗入禁止」の路面シートを2箇所、年度内に設置する予定です。 【浦和区役所くらし応援室】
6	起伏の多い地区である。大型スーパーがあるがそこが無くなると、特に高齢者が買い物難民になってしまう。将来の対策としてコミュニティバスや乗り合いタクシーの検討をお願いしたい。 コミュニティバスについては、合併当初仮区役所までの移動手段として導入されたと思うが、当時は高齢者対策としての考えは無かったと思います。現在は高齢者対策としての考えを含めて検討しているのか分かればお聞きしたい。	コミュニティバスについては、平成23年に策定いたしましたガイドラインに沿って整備がすすめられています。高齢者の移動支援につきましては、関係部局と連携して検討すると、所管課から聞いております。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
7	マンション居住者の自治会加入問題について、一部のマンションにおいて、取りまとめて会費を払ってもらっていたが、会費の取りまとめは行わないし、自治会活動とのお知らせなども必要ないと言われてしまった。今後もマンションは増えていくと思うが、自治会加入促進について何か方策がないか意見を伺いたい。(市報5月号にも自治会の特集がされていたが、あの内容では弱いと思う)	マンション居住者の自治会加入について、皆様の御苦勞は大変かと存じておりますが、自治会加入は個人の判断に委ねられていることから、現状は1軒1軒集金等に回るしか方法はないかと考えております。マンションの場合ですと、会員の中から代表者を決めて、フロアごとに集金する方法も考えられます。それについては、加入者と役員さんとの間の話し合いになるかと思えます。また、マンションの加入促進については、防災上の地域協力体制の大切さをクローズアップしてPRするなど、加入促進チラシの内容を工夫することで、自治会加入の意識づけを図ることが重要だと考えています。区といたしましても、皆様と一緒に良い案を考えていきたいと思っております。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
8	近年浦和区においては、マンションの林立が目立っており、このままであると「浦和の街」が魅力の無い街になってしまうのではと危惧致します。何か良い規制策は無いのか。	現在浦和区は、鉄道駅周辺の商業系用途地域のエリアと、それを囲む住宅系用途地域のエリアで構成されています。商業系のエリアについては、共同住宅に関する規制はありませんが、住宅系のエリアについては、区内の概ねの地域において高度地区を指定しており、市街地環境を維持するため、共同住宅を含む建築物の高さの最高限度を定めております。 共同住宅の建築を制限する手法としては、地区計画や建築協定などが挙げられますが、指定にあたっては、地区の皆様の合意が必要となります。 【都市局都市計画部都市計画課】

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>自治会館の建替えを検討しています。現在の建設補助金の補助率は対象経費の1/2、増改築であれば3/4とのことですが、できれば建設のほうも3/4へ引き上げてもらいたい。また、取り壊し費用が補助の対象外になっているが、建替えとなると取り壊しは必ずあるので、規制を緩和して取り壊し費用も補助対象にすることはできないでしょうか。</p>	<p>自治会館は、地域におけるコミュニティの拠点となる施設で、地域住民によって自主的に建設・管理されてきたことから、本市では、地域住民による自主建設を基本として、補助制度を創設し、用地の確保、住民の建設、修繕に対する総意、資金の準備が整った自治会に対して建設、修繕、借上の補助を行っているところでございます。</p> <p>自治会館の建設費用の補助額の増額については、災害時の避難所としての機能を有する地域の拠点施設として、より大規模な集会所を建設するケースが増えてきていることから、平成24年度から、より大規模な集会所を建設する場合、補助金の上限額を建設費に依りて、2,000万円から3,000万円に増額しているところでございます。</p> <p>補助対象事業の拡大やその他関連する補助制度との緩和策につきましては、今後、自治会の皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
10	<p>①別所沼等からの散歩帰りによる、常盤六丁目地域内へのゴミの投棄について ②常盤六丁目地域内においても、別の班の地域からのゴミの投棄について 良い対策は無いか 常盤六丁目は別所沼等からの散歩帰りによるごみの投棄や、地域内で別の班のゴミが投棄されることがあります。また、公共施設が多いため、周辺に樹木が多く植えられており、季節によっては枯葉によって環境が悪くなっています。そこで、不法投棄をどう防ぐのかと、公共施設周辺の環境整備について何か対策はありますでしょうか。</p>	<p>ごみ収集所に別の班の地域からのごみの投棄について、市ができる対応といたしましては、ごみ収集所に「利用者以外ごみ捨て禁止」等の簡易な看板をつけることによる注意喚起となります。設置は利用者の方へお願いすることになりますが、作成につきましては廃棄物対策課で作成することもできます。なお、ごみ収集所に捨てられた不適物は、ごみ収集業者がステッカーを貼ったうえで2週間後に回収することになっています。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p> <p>また、ポイ捨て等の防止には、市民一人ひとりのマナーに委ねる部分が大きいので、市では啓発用物品としてポイ捨て防止の看板（A3プラの既存の物）を配布しています。</p> <p>啓発看板については、資源循環政策課、もしくは各区くらし応援室にて配布しておりますので、通行者等によるポイ捨てにお困りの方はどうぞご利用ください。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
11	<p>避難所の区割りの見直しはどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>さいたま市では、災害時等の避難生活を送るための施設として、学校等を中心に「指定避難所」を指定しており、常盤八丁目内には仲町小学校が指定されています。しかし、指定避難所と言っても、市がその避難所に避難する区域をあらかじめ指定しているという意味ではありません。仮に、常盤八丁目にお住まいの方でも八丁目以外にある指定避難所の埼玉大学教育学部附属小学校などにも避難することはできます。</p> <p>一方で、現在、各避難所では、どこに避難するかという各自治会の意向も踏まえながら、避難所運営委員会を設置しております。それぞれの避難所運営委員会において、会議を開催し、万が一の際に円滑な避難所運営ができるように事前に役割分担や施設の利用方法を決め、訓練等も行っております。したがって、常盤八丁目自治協力会におかれましては、仲町小学校の避難所運営委員会にご参画いただいておりますが、「避難先として仲町小学校以外の別の指定避難所にも避難したい。そのために他の避難所運営委員会や訓練に参加したい。」などのご希望があれば、他の避難所運営委員会と調整する必要がありますので、浦和区総務課までご連絡くださるようお願いいたします。</p> <p>【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
12	<p>避難所としての設備（仲町小学校の照明・冷暖房）の整備について、非常時に体育館で避難生活を数日送る場合、実際に生活するには厳しい環境なのではないかと思えます。例えば体育館の照明が熱いのでLED照明に変える、真夏の体育館の暑さ対策として冷房を整備するなど、避難所としての設備を整備してもらいたい。</p>	<p>避難所の整備としては非構造部材を含めた耐震補強工事・屋内外のトイレ改修工事を実施しております。体育館への空調設備の設置については今後の課題と考えております。また、照明器具のLED化については検討を始めております。</p> <p>【教育委員会事務局管理部学校施設課】</p>

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>常盤公民館がバリアフリーになっていない。特に困っているのがトイレで、中が狭くて車いすの方が利用できない状況です。また、古いので臭いもあり、困っています。トイレだけでも改修してもらえないでしょうか。</p> <p>常盤公民館は立地が良いため稼働率が高く、福祉避難所にも指定されています。しかし、エレベーターもないようなバリアフリー化されていない状況で、障害者や病気の方がどう避難すればよいのか疑問に思います。常盤公民館のような稼働率の高い公民館を優先して改修してもらえないでしょうか。</p>	<p>公民館の段差解消、みんなのトイレの設置等のバリアフリー化につきましては、「公民館施設リフレッシュ計画」に基づき、老朽化対策と合わせて計画的に実施してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
14	<p>今年も仲町小学校のイベントとごみゼロ運動の開催日が重なってしまい、子どもたちの参加が少なかった。自治会から小学校へ行事開催日の配慮を依頼しているが、浦和区からも話をしてもらいたい。</p>	<p>浦和区では毎年5月頃に小中学校長との懇談会を実施しており、今年度実施した際に市の行事と学校行事の開催が重ならないよう配慮してほしい旨を学校長へ伝えました。</p> <p>【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
15	<p>仲町小学校の受入人数について、地区人口に対する受入可能割合はどうなっているのでしょうか。また、避難所案内看板の寸法と材質を教えてください。</p>	<p>避難所の受入人数は専有面積1人あたり2㎡で計算しており、仲町小学校の受入人数は1,401人となっております。また、市の被害想定によると、仲町小学校のある常盤中学校区エリアは総人口30,358人のうち、2,399人が避難すると想定されており、その割合は8%です。次に避難所案内看板については、横14～15cm×縦45cm×厚さ0.75mmで、材質はポリプロピレンです。</p> <p>【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
16	<p>帰宅困難者対策協議会では具体的にどんな対策を考えているのか教えてください。</p>	<p>市と県が事務局となり駅周辺事業者（ホテル・商業施設など）と帰宅困難者協議会を設置しており、帰宅困難者の受入について各施設と協定を結んでいます。また、今年度に浦和駅周辺で避難訓練を行う予定です。</p> <p>【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
17	<p>先行推進中の地区防災計画の課題について、余剰避難者の転送・送致先の避難場所についてお示ください。</p>	<p>区災害対策本部では各避難所の開設、避難者の受け入れ状況等の情報を収集し、収容人数を超える避難者を受け入れている避難所には、周辺の収容人数に余裕のある避難所へ避難者を案内するよう、避難所担当職員へ指示します。近隣の避難所を含めても避難所の収容人数を超過する場合には、避難所として指定されていない公共施設を二次避難所として開設し、避難者を受け入れます。二次避難所であるため、発災後、直ちに開設するものではありませんが、前地地区近辺では、浦和駅東口にある浦和コミュニティセンターがあります。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>先行推進中の地区防災計画の課題について、福祉避難所(仲本公民館)への受入れ要支援者の転送認定作業の基準、避難場所経由送致以外の直接避難者との受入れ調整、また、収容人員及び公的介助者の派遣、必要資材搬入等の具体的な設定が不明なので確認したい。</p>	<p>仲本公民館は、要配慮者に対して特別な配慮を行うための設備、器材や人材を備えた福祉避難所とは異なり、学校等と同じ指定避難所の中の、要配慮者を優先して受け入れる指定避難所と位置付けられていることから、要配慮者の受入認定基準などは設けておりません。</p> <p>学校等に避難されている要配慮者の中で、公民館の生活環境がより適していると思われる方を優先して、移動していただきます。公民館では、避難者を受け入れる際に、公民館が高齢者や障害者などの要配慮者優先避難所であることや、要配慮者以外の方は、避難者が増加した場合には、学校等の近隣の指定避難所へ移動していただくことについて、あらかじめ周知することとしております。</p> <p>(参考)避難所の最大収容人数の算出方法 避難者一人あたりの面積を2㎡とし、公民館については、床面積の1/3を使用可能面積として算出。この算出方法により、仲本公民館の最大収容人数の目安は、91名としております。また、学校など指定避難所対応が困難な方を受け入れた場合、 ①治療が必要 ②日常生活に全介助が必要 ③日常生活に一部介助や見守りが必要 ④日常生活はある程度自立しているが、見守りや落ち着いた環境が必要 ⑤自立、の5つの区分に応じた判断目安表を活用して病院、福祉避難所、要配慮者優先避難所などの避難・搬送先を検討します。避難者の振り分け調整については、区災害対策本部へ要請することになります。 【総務局危機管理部防災課】</p>
19	<p>先行推進中の地区防災計画の課題について、地域の有料老人ホーム(近隣3自治会で60名～収容)及び認可保育園(100名収容)と発災初期の概ね2週間を目途に要支援者収容受入れを合意しているが、食糧・毛布等の持参を要請されており、老人ホームについては、福祉避難所(または準ずる施設)の認定もなく受け入れ協定が結べない。また、保育園は認可施設の為、国・市等の許可が無いので、同様に協定が結べない(目的外使用等)為、最優先の避難困難等の要支援者対策が自治会館収容(身近な防災拠点事業)の80名のみで、残り190名の収容先として当事者間合意があるにも拘らず協定締結が滞る事態であり大きな障壁となっている。行政での制度運用の改善を早急に求める。(協定締結は地域全体への避難場所周知徹底・防災計画上必要である。)</p>	<p>○老人ホームとの協定締結について さいたま市では、平成29年4月1日現在、特別養護老人ホーム49施設、介護老人保健施設26施設、障害者支援施設9施設と、「災害時要援護者の受入に関する協定」を締結しています。</p> <p>有料老人ホームとの協定締結は現在ありませんが、協定の対象として協議、検討することは可能です。</p> <p>なお、さいたま市と施設との間で協定を締結した場合は、市全体で福祉避難所(協定施設)への優先度が高い要配慮者を選考して受入を要請するため、必ずしも地元自治会の方の優先とはなりません。</p> <p>福祉避難所(協定施設)は二次避難所としての機能を果たすものであるため、災害時に最初から開設することはなく、必要に応じて市からの要請に基づいて開設されます。そのため、原則としては、災害発生当初は福祉避難所(協定施設)には避難することはできず、いったん学校等の避難所に避難していただく必要があります。</p> <p>また、自治会と施設間での協定締結に関しては、市の福祉避難所(または準ずる施設)としての協定の有無などに関わらず、双方の合意により成立するものであると考えており、避難方法の一つと考えます。</p> <p>食料等に関しては、避難所避難者や在宅避難者向けに他地域から届く救援物資を近くの指定避難所にて提供することが可能です。</p> <p>【保健福祉局福祉部福祉総務課】</p>

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	<p>先行推進中の地区防災計画の課題について、地域の有料老人ホーム（近隣3自治会で60名～収容）及び認可保育園（100名収容）と発災初期の概ね2週間を目途に要支援者収容受入れを合意しているが、食糧・毛布等の持参を要請されており、老人ホームについては、福祉避難所（または準ずる施設）の認定もなく受け入れ協定が結べない。また、保育園は認可施設の為、国・市等の許可が無いので、同様に協定が結べない（目的外使用等）為、最優先の避難困難等の要支援者対策が自治会館収容（身近な防災拠点事業）の80名のみで、残り190名の収容先として当事者間合意があるにも拘らず協定締結が滞る事態であり大きな障壁となっている。行政での制度運用の改善を早急に求める。（協定締結は地域全体への避難場所周知徹底・防災計画に必要である。）</p>	<p>保育園（民間）との協定締結について 災害時において、保育所は、保護者が子どもを預け仕事や災害対応等を行わなければならないことから本来業務（保育）を優先させなくてはなりません。 また、被災状況や復興作業等によっては近隣保育所との合同保育を行う必要があることから、多数の方を長期間預かることは状況によっては困難となります。 一方で災害の規模や被害の大きさによっては、公的施設として、地域住民の生命や安全を守るという観点から、保育所も避難所として施設を提供する考えも非常に重要であると考えております。 保育所は乳幼児を対象とする施設のため、成人の方々が長く滞在する施設としては不向きであるなど課題はありますが、今後、乳幼児や妊産婦の受入れや指定避難所への避難までの一時的な受入れについて検討してまいります。 【子ども未来局幼児未来部保育課】</p>
21	<p>先行推進中の地区防災計画の課題について、自治会主体の計画のため、非加入者の把握が困難で避難・受入れ等の実際の活動では名簿登録者把握が優先で、非加入者対策計算が立たない。自治会加入を防災対策上から強化する方策は考えられますか？災害対応目的の特別加入制度（準会員）等の検討は行政指導制度として可能か。</p>	<p>自治会は、地域住民により自主的・主体的な運営がされている任意の住民自治組織であることから、災害対応目的の特別加入制度等について、行政指導として行うことはできません。 本市といたしましては、自治会の皆様には、防災、防犯、環境美化など様々な取組みを行っていただいております。本市が基本理念とする市民と行政の協働を推進する上での重要なパートナーであると考えており、地域に密着し、地域で支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりのため、自治会に加入し、地域活動への参加を促すように、引き続き市民への自治会加入への啓発活動を行ってまいります。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
22	<p>本年度より、通電火災対策・感震ブレーカー設置に対する補助金が付けられますが、初年度補助金対応の自治会をお知らせください。</p>	<p>市内19地区66の自治会・自主防災組織が該当となります。 なお、補助にあたっては、「さいたま市防災都市づくり計画」における推進地区候補を区域に含む自治会・自主防災組織であること、また、「地区防災計画」を策定し、計画の中で感震ブレーカーの項目を盛り込むことが条件となっております。 【総務局危機管理部防災課】</p>
23	<p>公園（どんぐり山児童公園←民間から借り上げている公園）に水銀灯が4灯ある。水銀灯が間もなく使えなくなるが、計画的に交換されていくのか。公園の管理は自治会がやっており、補助金が無いため負担が大きい。</p>	<p>どんぐり山児童遊園については、自治会が設置し管理している公園であり、市としては、さいたま市民間児童遊園地等補助金交付要綱により年間18,000円の補助金を交付しています。 御質問の水銀灯の計画的な交換につきましては、設置管理している自治会によるものとなっておりますので、市としての計画はありません。補助金については、児童遊園地等の施設の整備のための補助金（限度額：30万円）がありますので、そちらを申請していただくこととなります。 【都市局都市計画部都市公園課】 公園の階段付近が暗いということであれば、階段先の市道上電柱にLED灯設置を検討します。 【浦和区役所くらし応援室】</p>
24	<p>既存街路灯のLED化は、自治会からの要望で実施してもらえるものなのか？区で計画的に実施するものなのか。</p>	<p>通報があったもので、電球交換時に電球以外にも老朽化しているものについてはLEDに交換している場合と、新規に街路灯を設置する場合の二通りがあります。 【浦和区役所くらし応援室】</p>
25	<p>電柱地中化について、旧中山道の針ヶ谷地区の電柱の地中化が決まったとのことですが、その日程・手順などを知りたい。</p>	<p>平成29年度は、無電柱化の予備設計を実施し、道路の測量、地下埋設物などの現況調査を行い、整備についての課題を抽出し、電線管理者や地下埋設物占有者と協議調整を進めていきたいと考えております。 【建設局土木部道路環境課】</p>

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>水道局針ヶ谷庁舎について、今後、建て替えをするのか移転するのか。また、移転するのであれば跡地は何になるのか。 （希望としては公園を作ってもらいたい。）</p>	<p>水道局針ヶ谷庁舎につきましては、第一庁舎及び第二庁舎により構成されており、現在は耐震性能が劣る第一庁舎の使用を中止し、第二庁舎のみ運用しております。 今後の第一庁舎の有効利用方策を検討するに当たり、本年度「水道局針ヶ谷庁舎構造確認業務」を実施中です。 【水道局業務部経営企画課】</p>
27	<p>浦和大宮間のバスについて、現在、旧中山道の浦和と大宮間にバスが通って無く、お年寄りが浦和、大宮に行く交通手段が無く困っている。大手バス会社でなく市営バスなどを1時間に1～2本通してもらいたい。</p>	<p>コミュニティバスにつきましては、市民の方々より「路線を新設してほしい」、「路線を延伸してほしい」などのご要望を数多くいただいたことから、平成23年3月にコミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方等を定めた「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定いたしました。 「コミュニティバス等導入ガイドライン」では、コミュニティバスを路線バスの運行が不十分な交通空白・不便地区等に対して導入する補完交通と位置付け、検討対象地域を以下より定義した「交通空白・不便地区」としております。 ○交通空白・不便地区の定義 ・交通空白地区：市街化区域内で、鉄道駅から1km・停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区 ・市街化区域内で、公共交通のサービス圏域内に含まれてもバスの運行本数が少ない地区（バス運行本数30便／日未満） ご要望の区間には交通空白・不便地区がなく、コミュニティバスの導入が難しい状況です。 なお、高齢の方の移動支援については、関係部局と連携して検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 【都市局都市計画部交通政策課】</p>
28	<p>針ヶ谷の避難場所は針ヶ谷小学校1箇所、避難するのに距離が離れている地区があります。針ヶ谷児童公園と針ヶ谷保育園を一つとして考え、避難場所に指定してもらいたい。</p>	<p>保育所（公立）につきましては、災害時には園児の保護及び震災復興等に携わる世帯の応急保育に係る役割を担う施設であることから、一般的な学校の指定避難所と同じように、災害発生当初から地域住民の方を広く受け入れるための避難所として位置付けることはできないものと考えておりますが、保育施設の専門性を考慮し、乳幼児・妊産婦のための二次避難所などとして位置付けることを検討しております。 また、公園等を指定緊急避難場所として指定する基準は概ね1ヘクタール以上の広さとしております。針ヶ谷児童公園の広さは0.41haとなっており、基準を満たしておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。 【総務局危機管理部防災課】</p>
29	<p>針ヶ谷一丁目、旧中山道にある歩道橋の撤去と信号機の設置について、歩道橋が中山道へ出る車の障害となっており、見通しが悪く危険。 中山道より右左折する車が多く、且つ、下校時は道の左側に歩道橋があり、道路を横断する必要があり危険である。</p>	<p>歩道橋の撤去については、「横断歩道橋の撤去方針」の条件をすべて満たすことが必要であるため、現在のところ撤去の予定はないとのことです。 横断歩道及び信号機の設置については、自治会からの要望として（地元の総意として）書面で提出していただきたいと所管である浦和警察署からは伺っております。 これまでの事例として、必ずしも要望が叶うということではありませんが、自治会からの要望に基づき、くらし応援室から浦和警察署へ要望を行います。 【浦和区役所くらし応援室】</p>
30	<p>針ヶ谷4丁目公園近くの標識のポールが倒れ通勤の女性が軽傷を負った事故がありました。犬の尿による腐食が一原因とも報じられました。 市ではそのような事故を防ぐ対策や、標識の定期点検はどのように行っているのかを伺いたい。</p>	<p>本市では、橋や道路案内標識（大型看板）、照明といった道路施設において、平成24年12月2日に起きた『中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故』をきっかけに、適切な維持管理と老朽化対策に向けて、近接目視による詳細な定期点検、診断を着実にを行い、必要な補修・補強を実施しているところです。 また、小規模な標識については、道路パトロールや市民の通報により、補修を実施しているところです。 【建設局土木部道路環境課】</p>

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
31	常盤中学校グラウンドが乾燥期には砂埃が舞い、始末に大変なことになります。グラウンドにスプリンクラーの設置をお願いします。移動式のスプリンクラーはあるようですが、それでは不十分です。	既に移動式スプリンクラーを4基設置していることから、乾燥期には必要に応じて散水するよう学校に伝えております。 【教育委員会事務局管理部学校施設課】
32	針ヶ谷公民館駐車場入り口の道路との段差を埋めるブロックが4枚ほど壊れている。自転車で敷地内に入ろうとした人が転倒した事例もあるため、修理してもらいたい。	現地を確認の上、安全上問題のないように修繕いたします。（8月下旬に修繕を実施いたしました。） 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】
33	北浦和駅前の信号によって旧中山道の渋滞がひどい状況です。青信号の間隔を長くするなど、どうか対応できないでしょうか。渋滞を回避するために車が脇道に入り、回避した車同士又は自転車、歩行者との事故も考えられます。渋滞の解消だけではなく、事故の防止も含めて考えてください。	所管は浦和警察署になるので、信号の間隔を調整できるかどうか、調整して渋滞が解消できるようであればお願いしたい旨を伝えます。 【浦和区役所くらし応援室】
34	針ヶ谷小学校体育館は2か所でバケツを置くような雨漏りである。避難所として適正なのか。また、防災課は現状を知っているのか。早急に対処を要望する。	教育委員会としても針ヶ谷小学校の体育館の雨漏りについては把握しております。針ヶ谷小学校については校舎・体育館の大規模改修を計画しており、体育館雨漏りの抜本的な対応は大規模改修時となる予定です。しかしながら、体育の授業を始め、教育活動に支障が出ていることに鑑み、現在、今年度中に小規模な補修を実施すべく進めているところです。（6月に現況調査、7月に修繕を実施いたしました。修繕実施後、アリーナ部分の雨漏りは止まっております。） 【教育委員会事務局管理部学校施設課】
35	上木崎4丁目の大けやき公園について、公園の赤山通り側に一部暗い箇所があり、防犯・通行上不安に感じるため、公園内に街灯の設置を要望する。また、植込みのツルが毎年春に道路側に伸びて、歩行上危ないため、植え替えをするなど、対処してもらいたい。	公園内においては、適正な照度を保たれていることから、公園灯の新設は考えていません。また、夜10時以降については、地元からの要望を踏まえ、一部消灯することとしております。植込については、道路側に伸びないように状況をみながら剪定していきます。（今年度は6月初旬に剪定いたしました。） 【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
36	これから増えていくと思われる孤独死に対して、当自治会は地域内で「あいさつのできるまち」の看板を掲げ小学生から年配の方たちまで声掛け運動をしていますが、その成果として孤独死は現在0となっています。この問題に対して市は、具体的な行動（新聞配達、宅急便他）として、どんな運動をしているのでしょうか。また、現在の孤独死の件数はどうなっているのでしょうか。	H24年2月に市内において、一家3人が孤立して亡くなり、数か月後に発見されるという事件がありました。このような孤立死を防ぐため、市では要支援世帯を早期発見することが重要と考え、発見通報のガイドラインを作成し、民間事業者と通報の協力協定を結んでいます。H28年度のガイドラインによる通報件数は13件で、孤立死防止の一助になっていると考えます。協定を結んでいる事業者の数は、当初H24年10月は9事業者でしたが、H29年は31事業者まで増えています。なお、孤独死の件数については把握できておりません。 【保健福祉局福祉部福祉総務課】
37	空き家条例は新しくできたものなのか。強制力の強い言葉が入っているのか。強制力の強い条例にしてほしい。	平成25年1月に施行した「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」には、管理不全な空き家等の所有者等への指導、勧告、命令、公表等の規定がございます。また、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」には、指導、勧告、命令に加えて、命令に従わなかった者への過料や行政代執行等といった更に厳しい規定が盛り込まれています。本市では、法律と条例を併用し、空き家等の状態に合わせて適用することで、空き家等の適正な管理の促進に努めてまいります。 【環境局環境共生部環境創造政策課】

平成29年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
38	LED街灯について、一部暗いところがあるため見てほしい。	<p>元町緑道については、低い電灯が設置されていますが、周囲の草や植栽で光がさえぎられているため除草や剪定で対応いたします。</p> <p>また、天王川コミュニティ緑道については、照明灯が等間隔で設置されており、今後樹木により光がさえぎられてしまうことも懸念されるため、随時パトロール等で状況を確認しながら樹木の剪定をしていきます。</p> <p>【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】</p> <p>領家2丁目公園から北については、確かに街路灯がなく暗いと思われ、緑道の構造上、単独柱の設置は困難な可能性もあり、また、一般住宅が近接していることから、物理的に設置が可能な場合でも、周辺にお住いの方への配慮が必要になるため、まずは地元の総意として書面で要望書を提出してください。</p> <p>また、神花雨水幹線については、構造上、単独柱の設置は困難な可能性もあり、また、一般住宅が近接していることから、物理的に設置が可能な場合でも、周辺にお住いの方への配慮が必要になるため、まずは地元の総意として、書面で要望書を提出してください。</p> <p>【(管理)南部建設事務所 下水道部下水道管理課／(街路灯の設置)浦和区くらし応援室】</p>